株主各位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号株式会社ザッパラス代表取締役会長兼社長川嶋真理

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年7月25日(火曜日)午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年7月26日(水曜日)午後1時(受付開始予定 正午)

> 東京ミッドタウン カンファレンス Room7 (ミッドタウン・タワー 4F)

会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照 いただき、お間違えのないようご注意ください。

3. 目 的 事 項

報告事項

- 1. 第18期 (平成28年5月1日から平成29年4月30日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第18期 (平成28年5月1日から平成29年4月30日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の 件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス http://www.zappallas.com) に掲載させていただきます。

株主総会終了後に、同会場において事業説明会を開催いたしますので、引き続きご参加 くださいますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年5月1日から) (平成29年4月30日まで)

1. 企業集団の現況

- (1) 当連結会計年度の事業の状況
 - ① 事業の経過及び成果

イ. 全般的概況

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済対策や日銀の金融政策を背景として個人所得や企業収益、雇用の改善により、個人消費が底堅く推移するなど緩やかな回復基調が続いている一方で、英国のEU離脱問題や、米国の新政権発足に伴う影響等から、国内景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属するモバイルビジネス環境は急速な変化を続けており、内閣府が平成29年3月に実施した消費動向調査では、平成29年3月末のスマートフォン(注1)の世帯普及率は従来型の携帯電話の普及率を11.1ポイント上回る69.7%(注2)に達し、格安スマホやSIMフリー等多様化しながら拡大の一途を辿っております。

このような中、当社グループではスマートフォンユーザーを取り込むべく新たな集客の仕組みづくりを最重要課題とし、当社の主要顧客層(20代~40代の女性)のニーズに合致した商品ラインナップの拡充や新たな形の占いサービスの企画開発に努めてまいりました。

当連結会計年度におきましては、占いコンテンツの売上が底堅く推移したものの前連結会計年度に株式会社caramoの株式を譲渡したことや受託開発業務を縮小したことによる影響に加え、Zappallas, Inc. (U.S.)や株式会社PINK、デコメ(注3)向けコンテンツの売上が減少したことにより、売上高が前期比で減少いたしました。利益面につきましては、占いコンテンツで、一定の売上が確保できたことやZappallas, Inc. (U.S.)が営業損失から利益に転換したことにより営業利益が増加いたしました。一方、平成29年7月に予定している本社移転(注4)に伴う移転損失引当金繰入額20,516千円を特別損失に計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,846,861千円(前期比12.8%減)、 営業利益は294,598千円(前期比22.9%増)、経常利益は298,762千円(前期比 86.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は134,867千円(前期は539,479 千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

- (注1) iPhoneやAndroidに代表される、パソコンと同等の機能を持ち合わせた多機能携帯端末のこと。
- (注2) 内閣府経済社会総合研究所「消費動向調査(平成29年3月実施調査結果)」より 引用。
- (注3) デコメはNTTドコモの登録商標です。
- (注4) 詳細につきましては、平成29年5月25日に公表いたしました「本社移転に関する お知らせ」をご参照下さい。

ロ. セグメント別概況

セグメント別売上状況は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、 報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数 値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

事業区分	第17期 自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日	8期 年5月1日 年4月30日	対前期売	上高増減	
	売 上 高 構 成	北 売 上 高	構成比	増 減 額	増 減 率
	千円	% 千円	%	千円	%
モバイルサービス事業	3, 841, 846 69	1 3, 717, 466	76. 7	△124, 380	△3.2
海外事業	507, 592 9	1 405, 954	8.4	△101, 637	△20.0
その他の事業	1, 210, 941 21	8 723, 785	14.9	△487, 155	△40. 2
セグメント売上高	5, 560, 380 100	0 4, 847, 206	100.0	△713, 174	△12.8
調整額	△1,574	- △344	_	1, 230	_
連結売上高	5, 558, 805	- 4, 846, 861	_	△711, 943	△12.8

(注) セグメント間の販売額を各セグメントの販売実績高に含めて表示し、調整額で消去しております。

【モバイルサービス事業】

主力の占いサービスにおいては、幅広いユーザーに対応したサービスを提供すべく、新たな形の占いサービスの企画開発及び携帯電話キャリア運営サービスのスゴ得(注5)やauスマートパス(注6)向けコンテンツ等、スマートフォン利用者向け販路を強化するなど改善に取り組んでまいりました。また、当社サービスのブランディングや占い市場の活性化を目的として、日本最大級の占いイベント「占いフェス2017 in HARAJUKU」を東京都渋谷区原宿のファッションビルにて開催したほか、動画コンテンツ配信サービス「占いTV」のリリースに向けた取り組み等、企画開発に注力してまいりました。

売上高につきましては、スゴ得やauスマートパス向けコンテンツの売上が増加したほか電話占いやチャット占いの売上も安定的に増加しましたが、ISP(注7)での売上の減少やデコメ向けコンテンツの売上が減少したことにより、モバ

イルサービス事業全体としては前期比で減少いたしました。

利益面につきましては、売上減少による影響や占いイベントの開催等の積極的な投資を行ったものの、スゴ得やauスマートパス向けコンテンツの利益が増加しました。またゲーム事業において、ストーリーに特化したドラマゲームアプリシリーズ「six doubts」の第5弾「スマトリ〜なりすまし犯罪取締課〜」をリリースいたしました。これらゲームをそのターゲットに届けるためのプロモーションを重点施策の1つとして掲げており、今後は効果検証を行いながら効率的なプロモーションをかけていく予定であります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,717,466千円(前期比3.2%減)、 セグメント利益は759,107千円(前期比3.6%増)となりました。

- (注5) NTTドコモが自社のスマートフォン・タブレット利用者向けに、複数のコンテン ツやアプリを定額で提供するサービスのこと。
- (注6) KDDI及び沖縄セルラー電話が自社のスマートフォン・タブレット利用者向けに、 複数のコンテンツやアプリを定額で提供するサービスのこと。
- (注7) インターネット接続サービスを提供する事業者のこと。

【海外事業】

海外事業につきましては、米国に拠点を置く当社100%子会社である Zappallas, Inc. (U.S.)が占いコンテンツビジネスを展開しております。売上高につきましては、スポンサーシップ広告の契約先の変更に伴う一時的な売上高の落ち込みが発生し、その後回復基調にあるものの以前の水準までには至っておらず、更には、為替の影響もあり前期比で減少いたしました。利益面につきましては、人件費の削減やのれんの減損損失を前連結会計年度において計上したことから、販売管理費が減少した結果、セグメント損失から利益に転換いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は405,954千円(前期比20.0%減)、セグメント利益は12,052千円(前期は12,253千円のセグメント損失)となりました。

【その他の事業】

その他の事業につきましては、モバイルサイト開発運営受託業務やオンラインショッピングサイトの運営のほか、株式会社PINKにおいて旅行事業を行っております。

売上高につきましては、ママ向けオンラインショッピングサイト「cuna select」や占いASP(注8)事業が増加いたしましたが、前連結会計年度において、株式会社caramoを連結範囲から除いたことや、受託開発業務を縮小したほ

か、株式会社PINKにおいて、テロの多発による海外情勢への不安から売上が減少した結果、前期比で減少いたしました。利益面につきましては、「cuna select」において利益率の高い商材の販売促進が奏功したことに加え、占いASP事業等の利益が増加したものの受託開発業務を縮小した影響でセグメント利益が減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は723,785千円(前期比40.2%減)、セグメント利益は2,195千円(前期比87.7%減)となりました。

(注8) アプリケーションサービスプロバイダの略語。 アプリケーションをインターネットを通じてサービスとして提供する事業者のこと。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の主なものは、次のとおりであります。

当社

サーバー・ネットワーク機器 35,394千円 モバイル及びPCコンテンツ向け自社利用ソフトウエア 63,094千円

- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 当社は、平成28年11月9日を効力発生日として「NewSphere」事業をSkyrocket 株式会社に事業譲渡いたしました。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

項目	第 15 期 (平成26年4月期)	第 16 期 (平成27年4月期)	第 17 期 (平成28年4月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (平成29年4月期)
売 上 高 (千円)	8, 155, 228	7, 581, 637	5, 558, 805	4, 846, 861
営業利益(千円)	722, 049	516, 649	239, 659	294, 598
経 常 利 益 (千円)	752, 456	728, 593	160, 580	298, 762
親会社株主に 帰属する当期 純利益又は当 期純損失(△)	375, 685	242, 157	△539, 479	134, 867
1株当たり当期 純利益又は当期 (円) 純 損 失(△)	29. 72	19. 02	△42. 37	10. 59
総 資 産 (千円)	10, 056, 848	10, 168, 751	8, 428, 930	8, 439, 825
純 資 産 (千円)	8, 390, 034	8, 490, 660	7, 705, 958	7, 841, 462
1株当たり (円) 純資産額	652. 73	663. 78	605. 22	615. 86

⁽注) 当社は、平成25年11月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Zappallas, Inc.	4,500千USドル	100.0%	米国における占いサイト運営等
株式会社PINK	39,000千円	100.0%	旅行事業

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、今後の事業成長を支える上で以下の項目を重要な経営課題として認識しており、積極的かつ迅速に対処してまいります。

① 占い顧客基盤の拡大・強化

当社グループの主力サービスである占いにおきましては、潜在的な占いのニーズを引き出す新たな形の占いサービスを提供するとともに、よりパーソナルな対応を可能にするコンテンツ・サービスを拡充させていくことで、ユーザー層の拡大を図ってまいります。また、占い顧客基盤を中核としたCRM(注9)を絶えず強化していくことにより、スマートフォン市場における持続的な成長をめざしてまいります。

(注9) Customer Relationship Managementのこと。

② サービスの提供・集客手法の多様化

当社グループの主力サービスは占いでありますが、多様化する市場に対応し、 新規ユーザーを獲得していくためにはサービスの提供・集客手法を再構築して いくことが不可欠であると考えております。

具体的には、既存の占いサービスの強化のほか、動画コンテンツ配信サービスの「占いTV」の立ち上げ、「占いフェス」などリアルなイベントを活用したプロモーションの推進等に注力してまいります。これらの取り組みにより、新規ユーザーを獲得するとともに、既存ユーザーの顧客満足度も高め、当社グループの収益の拡大をめざしてまいります。

③ 新技術への対応

当社グループが属するモバイルインターネット業界は、新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われ、非常に変化の激しい業界となっております。当社グループが今後もユーザーにとって魅力的なサービスを提供し続けるためには、これらの新技術を取り入れ、新サービスに迅速に対応することが重要であります。そのため、当社グループでは、新しい技術に対応できるエンジニアをはじめとした人材採用・育成の強化に積極的に取り組んでまいります。

④ サービスの知名度・コーポレートブランド価値向上

当社グループの提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を 実現していくためには、ユーザーにとって魅力的なサービスを提供し続けるこ とに加え、各サービスの知名度やグループ全体のコーポレートブランド価値の 向上も不可欠であると考えております。事業を支える優秀な人材の獲得や他社 との提携等をより有利に進めるためにも、当社グループでは、今後も費用対効 果を見極めながら広告宣伝活動や広報活動に積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容(平成29年4月30日現在)

当社グループは、当社及び当社の連結子会社2社、非連結子会社1社で構成されており、モバイルサービス事業、海外事業及びその他の事業を展開しております。

事 業 区 分	主
モバイルサービス事業	主にモバイルデバイスを通じて提供する占い・ゲーム等デジタルコンテンツの企画制作・開発・運営並びに電話占い等、占い関連サービスの提供のほか、メディアサイトの運営やその他モバイル関連サービスの提供、これらに付随する広告配信
海外事業	米国におけるモバイルやインターネット回線を介した、コンテンツ提供及び広告配信
その他の事業	上記に該当しない事業活動から生じたもので、モバイルやインターネット回線の活用による商品の販売及びASP事業、システムの受託開発等並びに旅行事業

(6) 主要な拠点等(平成29年4月30日現在)

当 社	本社:東京都渋谷区
Zappallas, Inc.	本社:米国オレゴン州
株式会社PINK	本社:東京都渋谷区

(7) **使用人の状況**(平成29年4月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメント区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
モバイルサービス事業	111 (5)名	△24 (△4) 名
海外事業	19 (一) 名	- (一)名
その他の事業	6 (1)名	△4 (△1) 名
全社 (共通)	21 (2)名	1 (一)名
合計	157 (8)名	△27 (△5) 名

- (注) 1. 当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度末比増減については、変更後のセグメントに組み替えた数値で比較しております。
 - 2. 使用人数は就業員数であり、使用人兼務取締役及び休職者を含んでおりません。また、臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 3. 全社(共通)として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理 部門に所属している者であります。
 - 4. モバイルサービス事業の使用人数が前連結会計年度末と比べ24名減少しておりますが、当社での退職による自然減によるものであります。
 - 5. 臨時雇用者にはアルバイトを含み、派遣社員は除いております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
137 (8) 名	△27 (△5) 名	34.3歳	5.0年

⁽注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト等の臨時雇用者数は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況(平成29年4月30日現在)

	借	入	先		借入金残高
株式	会 社	三井	住 友	銀行	120,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、社内外の垣根を極力無くし、多様なワークスタイルに対応するオフィスを実現することにより一層の業務効率化の推進を目的として、平成29年7月18日付をもって、本社を東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号から東京都港区赤坂九丁目7番1号に移転する予定です。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況** (平成29年4月30日現在)

① 発行可能株式総数 50,000,000株

② 発行済株式の総数 12,732,500株(自己株式918,500株を除く。)

③ 株主数 5,476名

④ 大株主(上位10名)

	株主名			持株数	持株比率
Л	嶋	真	理	2,912,000株	22.87%
	フィデリティ ピュ トリンシック オポ			1, 100, 000	8.64
合同会社	上 ク リ ム ソ	゛ングルー	ープ	668, 200	5. 25
水	元	公	仁	360, 000	2.83
外	Л		穣	348, 000	2.73
上田八	木 短 資	株式会	:社	340, 000	2.67
日本トラスティ	ィ・サービス信託針	限行株式会社(信	託口)	255, 100	2.00
日本マスター	トラスト信託銀	行株式会社(信	託口)	249, 300	1.96
古	春		司	236, 300	1.86
日本トラスティ	・サービス信託銀	行株式会社(信託	台口5)	197, 600	1.55

⁽注) 1. 当社は、自己株式を918,500株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成29年4月30日現在) 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の 状況

該当事項はありません。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況 (平成29年4月30日現在)

会社	会社における地位 氏 名		名	担当及び重要な兼職の状況	
代表取	双締役会長兼		川嶋	真 理	
取	締	役	小楠	裕彦	執行役員 デジタルコンテンツ・占い関連サービス・メディ ア及び海外事業担当
取	締	役	小 林	真 人	執行役員 管理担当
取	締	役	美澤	臣一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役
監査	役(常	勤)	佐々	木 宣	
監	査	役	井 上	昌 治	弁護士法人マーキュリー・ジェネラル 弁護士 KLab株式会社 社外取締役
監	査	役	谷間	真	株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリ ー 代表取締役

- (注) 1. 取締役美澤臣一氏は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役美澤臣一氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
 - 3. 監査役佐々木宣氏、井上昌治氏は、社外監査役であります。
 - 4. 監査役佐々木宣氏、井上昌治氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の 2に定める独立役員であります。
 - 5. 監査役谷間真氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 当事業年度中の取締役の異動

イ. 就任

該当事項はありません。

口. 退任

取締役森春幸氏は、平成28年7月28日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。また、取締役柴田幸男氏及び妹尾眞治氏は、平成28年8月31日をもって、それぞれ取締役を辞任いたしました。なお辞任時において、柴田幸男氏はマーケティンググループ担当、妹尾眞治氏は新規コンテンツグループ担当でありました。

ハ. 地位・役職の異動

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等当事業年度に係る報酬等の総額

]	<u>ヌ</u> ケ	}			支給人員	支給額
取 (う	ち	社	締外	取	締	役 役)	7名 (1名)	50, 800千円 (3, 600千円)
監 (う	ち	社	查外	監	査	役 役)	3名 (2名)	14, 400千円 (10, 350千円)
合 (う	ち	社	_	外	役	計 員)	10名 (3名)	65, 200千円 (13, 950千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成16年7月30日開催の第5回定時株主総会において年額200,000 千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、株式 報酬型ストックオプションの報酬限度額は、平成22年7月29日開催の第11回定時株主総会 において取締役(社外取締役を除く。)に対するストックオプションとしての新株予約権 に関する報酬等の額を年額100,000千円以内と決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、平成16年7月30日開催の第5回定時株主総会において年額50,000 千円以内と決議いただいております。
 - 3. 執行役員(使用人身分となります。) を兼務する取締役4名に対し、取締役の報酬等のほか、執行役員としての使用人分の給与として年額24,720千円を支給しております。
 - 4. 取締役及び監査役の報酬等の支給人員及び支給額には、第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び平成28年8月31日をもって辞任した取締役2名の分が含まれています。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 重要な兼職先と当社との関係
 - ・取締役美澤臣一氏は、コ・クリエーションパートナーズ株式会社の代表取締役であります。なお、当社とコ・クリエーションパートナーズ株式会社との間に特別の関係はありません。
 - ・監査役井上昌治氏は、弁護士法人マーキュリー・ジェネラルの弁護士及び KLab株式会社の社外取締役を兼任しております。なお、当社とKLab株式会社との間には、同社ゲームの保守及び運用支援業務委託の取引関係が平成 28年9月までありましたが、現在は取引等の特別の関係はありません。当社と弁護士法人マーキュリー・ジェネラルとの間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地位	主 な 活 動 状 況
美 澤 臣 一	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回(100%)出席し、 長年のビジネス経験及び会社経営経験の観点から、適宜発言を 行っております。
佐々木 宣	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回(100%)出席し、また、監査役会には、13回中13回(100%)出席し、主に代表取締役としての経営経験を通じて培った企業経営に関する知識と経験及び財務に関する豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
井 上 昌 治	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回(100%)出席し、 また、監査役会には、13回中13回(100%)出席し、主に法律分 野での豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支	Ž.	払	額	
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額			25, 500)千円	
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			25, 500)千円	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業 年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの 算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の 同意を行っております。
 - 3.会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が8,121千円あります。
 - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど会計監査人として適当でないと判断される場合その他必要がある場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、以下のように整備・運用しております。

- ① 当社並びに当社子会社(以下、「当社グループ」という)の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、当社グループの取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、企業理念、企業行動憲章及び諸規程・マニュアルを制定の上コンプライアンス管理体制を整備し、横断的な統括としてコンプライアンス管理責任者を任命してコンプライアンス・プログラムを運用、その結果については、代表取締役、コンプライアンス管理責任者、監査役等をメンバーとするコンプライアンス委員会(1年に4~5回)を開催し、運用の確認と問題があればその対応策について協議しております。また、コンプライアンス教育・研修等を毎年実施してコンプライアンスを周知徹底し、その維持・強化を図っております。
 - ロ. 当社グループの違反行為を直接通報できる倫理ヘルプラインを設置・運営 しております。
 - ハ. 当社は、代表取締役直轄の内部監査室を設置し当社グループの内部統制の 監査を行っております。
- ② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項 当社は、文書保存管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る 情報を文書又は電磁記録的な媒体に記録・保存し管理しており、当社の取締役 及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できます。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社グループの業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれ ぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、当社のコンプライアンス管理 責任者がリスク管理責任者として、当社グループ全体のリスクを網羅的・ 総括的に管理しております。
 - ロ. 当社グループの経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、当社代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、当社グループの損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努めております。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため の体制
 - イ. 当社グループの取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図っております。
 - ロ. 当社グループは、定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営の基本方 針及び重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の報告等を行っており ます。
 - ハ. 当社グループの業務執行に当たっては、職務分掌規程及び職務権限規程に おいて各人の責任と権限を定めております。
- ⑤ 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は、当社グループ関係会社管理規程を定め、コンプライアンス行動憲章並びにコンプライアンス・プログラムを共通のものとした内部統制を構築し、情報の共用化、指示・要請の効率的な伝達を図り営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けております。
 - ロ. 当社取締役及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正性を確保 するための内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有しております。
 - ハ. 当社の内部監査室は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を 当社監査役、各部門及びグループ各社の責任者に報告するとともに、必要 に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制に関する体制
 - イ. 当社は、信頼性のある財務報告を作成することが極めて重要であることを 認識し、財務報告の信頼性及び実効性を確保するためあらゆる機会を捉え て周知徹底を図っております。
 - ロ. 財務報告の作成過程においては虚偽記載及び誤謬等が生じないように I T 統制を含め実効性のある統制環境体制を構築し運用しております。

- ① 当社監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社取締役からの独立性に関する事項イ. 監査役の職務を補助する組織を内部監査室としております。
 - ロ. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、経営企画部統括部長等の指揮命令は受けず、監査役の監査業務をサポートしております。
 - ハ. 当社は、内部規程において監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査 役の指揮命令に従う旨、及び、当該指揮命令に従わなかった場合には社内 処分の対象となる旨を明記しております。
- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監 査役への報告に関する体制
 - イ. 当社グループの取締役は、取締役会及びその他重要会議にて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等、コンプライアンス上重要な事項を報告しております。
 - ロ. 当社グループの使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査 役に直接報告しております。
 - ハ. 当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社監査役は、いつでも必要に応じて当社グループ取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施するとともに、当社代表取締役、内部監査室及び監査法人それぞれとの間で定期的な会合・意見交換会を開催しております。
 - ロ. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、 監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用 の支払いを行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社の取締役会は、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われる場合において、その受入れの当否は最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきものと認識しております。また、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得や買収提案の中には、その目的等からみて対象 企業の企業価値や株主共同の利益を損なうおそれのあるものも見受けられ、その ような株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案は不適切であると当社は考 えます。

現在のところ、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても買収防衛策等の具体的な取組みをあらかじめ定めるものではありません。

ただし、株主から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の 異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を目的とする買付けや買収提 案に際しては、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

具体的には、株式大量取得者との交渉や社外の専門家を交えての当該買収提案の評価を行い、当該買付行為(又は買収提案)が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、当社は具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として認識しており、財務体質の強化と積極的な事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は、期末の年1回において、剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、毎年10月31日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり普通配当5円の実施を予定しておます。この結果、当事業年度の配当性向は47.2%となります。

連結貸借対照表

(平成29年4月30日現在)

科 目	金額	科 目 金 額
(資産の部)		(負 債 の 部)
流動資産	7, 079, 229	
現金及び預金	6, 277, 773	
売 掛 金	709, 338	買 掛 金 130,600
商品	14, 374	未 払 金 127,199
未収還付法人税等	1,629	一年内返済予定の長期借入金 120,000
繰 延 税 金 資 産	38, 122	未 払 法 人 税 等 94,384
短 期 貸 付 金	8, 012	,
その他の流動資産	45, 612	ポイント引当金 329
貸倒引当金	△15, 633	本社移転損失引当金 20,516
固 定 資 産	1, 360, 595	その他の流動負債 105,332
有 形 固 定 資 産	56, 247	負 債 合 計 598,362
建物附属設備	8, 643	
工具、器具及び備品	47, 603	(純 資 産 の 部)
無形固定資産	570, 539	株 主 資 本 7,688,397
ソフトウェア	53, 744	資 本 金 1,476,343
のれん	489, 999	資本剰余金 1,401,718
その他の無形固定資産	26, 794	資本剰余金 1,401,718
投資その他の資産	733, 809	利 益 剰 余 金 6,228,979
投 資 有 価 証 券	422, 979	自 己 株 式 △1,418,644
長 期 貸 付 金	13, 532	その他の包括利益累計額 153,065
繰 延 税 金 資 産	71, 570	
その他の投資	238, 012	為 替 換 算 調 整 勘 定 153,065
貸 倒 引 当 金	△12, 286	純 資 産 合 計 7,841,462
資 産 合 計	8, 439, 825	負 債 純 資 産 合 計 8,439,825

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年5月1日から) 平成29年4月30日まで)

Al		(単位:下円)
科目	金	額
売 上 高		4, 846, 861
売 上 原 価		1, 716, 261
売 上 総 利	益	3, 130, 599
販売費及び一般管理	費	2, 836, 001
営 業 利	益	294, 598
営業外収益		
受 取 利	息 1,514	
未 払 配 当 金 除 斥	益 1,407	
投 資 事 業 組 合 運 用	益 4,712	
貸 倒 引 当 金 戻 入	額 4,095	
そ の	他 1,992	13, 722
営 業 外 費 用		
支 払 利	息 1,430	
為 差	損 7,037	
その	他 1,090	9, 558
経 常 利	益	298, 762
特 別 利 益		
事 業 譲 渡	益 2,000	2,000
特 別 損 失		
固定資産除売却	損 1,794	
本社移転損失引当金繰入	額 20,516	22, 311
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利	益	278, 450
法人税、住民税及び事業	税 91,272	
法 人 税 等 調 整	額 52,311	143, 583
当 期 純 利	益	134, 867
親会社株主に帰属する当期純利	益	134, 867

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年5月1日から) 平成29年4月30日まで)

		株	主資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年5月1日 残高	1, 476, 343	1, 401, 718	6, 094, 112	△1, 418, 644	7, 553, 530
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			134, 867		134, 867
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	134, 867	_	134, 867
平成29年4月30日 残高	1, 476, 343	1, 401, 718	6, 228, 979	△1, 418, 644	7, 688, 397

		その他の包括利益累計額		
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
平成28年5月1日 残高	569	151, 859	152, 428	7, 705, 958
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				134, 867
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額)	△569	1, 206	637	637
連結会計年度中の変動額合計	△569	1, 206	637	135, 504
平成29年4月30日 残高	_	153, 065	153, 065	7, 841, 462

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等
 - (1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の名称等

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 Zappallas, Inc.

株式会社PINK

② 非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 株式会社リトルライト

連結の範囲から除いた理由

株式会社リトルライトについては、小規模であり、合計の総資産、売上、 当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、い ずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社1社(株式会社リトルライト)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

Zappallas, Inc. 及び株式会社PINKの決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、4月1日から連結決算日である4月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. その他有価証券
 - 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ロ. たな卸資産
 - 商品

主として移動平均法による原価法(貸借対照 表価額については収益性の低下による簿価切 下げの方法により算定)

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、在外子会社は定額法(ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)なお、耐用年数については、経済的機能的な実情を勘案した耐用年数によっており、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備・・・・5年

工具、器具及び備品・・・・3~20年

- 口. 無形固定資產
 - 自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間 (2~5年) に基づく定額法を採用しております。

ハ. 長期前払費用

契約期間が明示されているものは、その契約期間で均等償却を行っております。

③ 重要な引当金の計上基準イ.貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回 収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し ております。

ロ. ポイント引当金

顧客に付与したポイントの使用による値引発 生に備えるため、将来使用されると見込まれ る額を計上しております。

ハ. 本社移転損失引当金

本社移転に伴い発生する損失に備えるため、 発生が見込まれる移転費用について合理的 な見積額を計上しております。

- ④ のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、10年の定額法により償却を行っております。
- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換 算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、 在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中 平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘 定に含めて計上しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項 消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消 費税は、当連結会計年度の費用として処理しています。
- (5) 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(6) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「原材料及び貯蔵品」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他の流動資産」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度における「原材料及び貯蔵品」の金額は、393千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「業務受託手数料」は、金額的 重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含 めて表示しております。なお、当連結会計年度における「業務受託手数料」の 金額は、180千円であります。

(7) 会計上の見積りの変更

当連結会計年度において、本社事務所の移転を決定したことにより、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。また、移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を移転月までの期間に見直しを行いました。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の減価償却費が3,999千円、 資産除去債務償却費が4,619千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当 期純利益がそれぞれ8,619千円減少しております。

(8) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

331,728千円

3. 連結損益計算書に関する注記

• 事業譲渡益

ニュースメディアサイトの譲渡に伴う譲渡益であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度減 少 株 式 数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	13,651,000株	一株	一株	13,651,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度減 少 株 式 数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	918, 500株	一株	一株	918, 500株

- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金の支払額等 該当事項はありません。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末日後となるもの

平成29年7月26日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

・配当金の総額

63,662千円

・配当の原資

利益剰余金

・1株当たり配当額

5円

• 基準日

平成29年4月30日

• 効力発生日

平成29年7月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び投資にかかる資金を主に銀行の借入れにより調達し、余資の運用については安全性及び流動性の高い金融商品に限定し、投機的な目的のための運用は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各キャリア及びISPにより回収代行されるものについては各社ごとに、回収代行によらない売掛債権については各顧客ごとに、期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、非上場株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

長期貸付金は、主として業務上の関係を有する取引先に対するものであり、 貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先相手 ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、財務状況 等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

長期借入金のうち、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、毎月返済予定表を作成し、借入金利の変動状況をモニタリングしております。また固定金利の借入金については、金利変動のリスクを回避するため、固定金利としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注) 2. 参照)。

連結貸借対照表 計上額	時価	差額
6,277,773千円	6,277,773千円	_
709,338千円		
△15,633千円		
693,705千円	693,705千円	_
21,544千円		
△12,286千円		
9,258千円	9,258千円	_
6,980,738千円	6,980,738千円	_
130,600千円	130,600千円	_
127, 199千円	127, 199千円	_
120,000千円	120,000千円	_
377,799千円	377, 799千円	_
	計上額 6,277,773千円 709,338千円 209,338千円 △15,633千円 693,705千円 21,544千円 △12,286千円 9,258千円 6,980,738千円 130,600千円 127,199千円 120,000千円	計上額 6, 277, 773千円 709, 338千円 △15, 633千円 693, 705千円 693, 705千円 21, 544千円 △12, 286千円 9, 258千円 9, 258千円 6, 980, 738千円 130, 600千円 127, 199千円 120, 000千円 120, 000千円

- (※1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
- (※2)長期貸付金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似している ことから、当該帳簿価額によっております。

③長期貸付金

長期貸付金は、回収不能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、 時価は連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該 価額をもって時価としております。

負債

①買掛金、②未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金

この時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額		
非上場株式	422,979千円		

非上場株式ついては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

615円86銭

(2) 1株当たり当期純利益

10円59銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年6月19日

株式会社ザッパラス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 健太郎 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 宮 厚 彦 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿 島 高 弘 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ザッパラスの平成28年5月1日から平成29年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ザッパラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸 借 対 照 表 (平成29年4月30日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科	目		金額	
(資産の部)		(負 債	の 部)			
流 動 資 産	7, 082, 243	流動	負 債		542, 4	115
現金及び預金	6, 124, 473	買	掛	金	122,6	64
売 掛 金	674, 673	未	払	金	126, 7	
商品	14, 374					
前払費用	20, 679	一年内返済	予定の長期借	入金	120, 0	100
繰 延 税 金 資 産	38, 122	未 払	費	用	20, 1	.32
短期貸付金	197, 069	未払う	法 人 税	等	94, 2	294
その他の流動資産	15, 832	預	ŋ	金	16, 0)45
貸 倒 引 当 金	△2, 981					
固定資産	1, 557, 227	ポイン	ト 引 当	金	3	329
有 形 固 定 資 産	55, 371	本社移車	云損失引当	金	20, 5	516
建物附属設備	8, 643	その他	の流動負	債	21, 7	'01
工具、器具及び備品	46, 727		 合	計	542, 4	ļ15
無形固定資産	64, 239	(純 資 産			,	
ソフトウェア	52, 710				0.007.0	
その他の無形固定資産	11,529	株主	資 本		8, 097, 0	155
投資その他の資産	1, 437, 616	資	本	金	1, 476, 3	343
投資有価証券	421, 979	資 本	剰 余	金	1, 401, 7	18
関係会社株式 長期前払費用	61, 700 4, 910	資本	準 備	金	1, 401, 7	718
長期貸付金	13, 532				6, 637, 6	
関係会社長期貸付金	868, 530	利 益	剰 余	金		
操 延 税 金 資 産	71, 570	その他	利益剰余	金	6, 637, 6	37
差 入 保 証 金	217, 152	繰越	利益剰余	金	6, 637, 6	537
その他の投資	1,000	自 己	株	式	△1, 418, 6	344
貸 倒 引 当 金	$\triangle 222,760$	—————————————————————————————————————	産合	計	8, 097, 0)55
資産合計	8, 639, 471	負債純	資 産 合	計	8, 639, 4	171

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年5月1日から) 平成29年4月30日まで)

	 科 目		金	 額
			71/2	4, 070, 319
売	上 原 価			1, 266, 059
) TC) (
	売 上 総 利	益		2, 804, 259
販	売費及び一般管理	費		2, 521, 762
	営 業 利	益		282, 497
営	業 外 収 益			
	受 取 利	息	19, 543	
	投資事業組合運用	益	4, 712	
	業 務 受 託 手 数	料	1, 150	
	貸倒引当金戻入	額	4, 095	
	未払配当金除斥	益	1, 407	
	そのの	他	1, 807	32, 716
営	業 外 費 用			
	支 払 利	息	1,472	
	為 差	損	7,046	
	関係会社貸倒引当金繰入	額	6, 786	
	その	他	871	16, 176
	経常利	益		299, 037
特	別 利 益			
- -		益	2,000	2, 000
特	別損失			·
		損	1,696	
1	长社移転損失引当金繰入		20, 516	22, 213
	说 引 前 当 期 純 利	益	,	278, 823
1	去人税、住民税及び事業		90, 439	
活		額	51, 552	141, 991
-	当期 純 利	益	31, 302	136, 831
	→ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\			100, 001

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年5月1日から) 平成29年4月30日まで)

		株	主資	本	
		資本剰余金	利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他利益 剰余金	自己株式	株主資本合計
		貝平平開立	繰越利益 剰余金		
平成28年5月1日 残高	1, 476, 343	1, 401, 718	6, 500, 805	△1, 418, 644	7, 960, 223
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益			136, 831		136, 831
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	_	_	136, 831	_	136, 831
平成29年4月30日 残高	1, 476, 343	1, 401, 718	6, 637, 637	△1, 418, 644	8, 097, 055

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成28年5月1日 残高	569	569	7, 960, 792
事業年度中の変動額			
当 期 純 利 益			136, 831
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△569	△569	△569
事業年度中の変動額合計	△569	△569	136, 262
平成29年4月30日 残高	_	_	8, 097, 055

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式
 - ② その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 時価のないもの

- ③ たな卸資産
 - 商品
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

- ② 無形固定資産
 - ・自社利用のソフトウエア
- ③ 長期前払費用

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融 商品取引法第2条第2項により有価証券とみ なされるもの)については、組合契約に規定 される決算報告日に応じて入手可能な最近の 決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り 込む方法によっております。

主として移動平均法による原価法(貸借対照 表価額については収益性の低下による簿価切 下げの方法により算定)

定率法(ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)

なお、耐用年数については、経済的機能的な 実情を勘案した耐用年数によっており、主な 耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備・・・・・5年

工具、器具及び備品・・・・3~20年

社内における利用可能期間 (2~5年) に基づく定額法を採用しております。

契約期間が明示されているものは、その契約 期間で均等償却を行っております。

- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

② ポイント引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については財務内 容評価法又はキャッシュ・フロー見積法によって、回収不能見込額を計上しております。 顧客に付与したポイントの使用による値引発 生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

③ 本社移転損失引当金

本社移転に伴い発生する損失に備えるため、 発生が見込まれる移転費用について合理的な 見積額を計上しております。

- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地 方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(6) 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(7) 会計上の見積りの変更

当事業年度において、本社事務所の移転を決定したことにより、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。また、移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を移転月までの期間に見直しを行いました。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が3,999千円、資産除去債務償却費が4,619千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ8,619千円減少しております。

(8) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

309,030千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権

192,061千円

② 短期金銭債務

97千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

2,571千円

② 営業取引以外の取引高

19,179千円

(2) 事業譲渡益

ニュースメディアサイトの譲渡に伴う譲渡益であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末の
	株式数	株式数	株式数	株式数
普通株式	918, 500株	-株	-株	918,500株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(千円)
	繰延税金資産	
	未払金否認額	17, 248
	未払事業税否認	8, 089
	投資有価証券評価損	4, 586
	減価償却超過額	170, 462
	貸倒損失否認額	19, 632
	貸倒引当金繰入超過額	69, 122
	関係会社株式評価損	126, 228
	その他	16, 587
	繰延税金資産小計	431, 958
	控除:評価性引当額	$\triangle 255,040$
	繰延税金資産合計	176, 917
	繰延税金負債	
	為替差益	$\triangle 65,946$
	その他	$\triangle 1,277$
	繰延税金負債合計	△67, 224
	繰延税金資産の純額	109, 692
(2)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 法定実効税率	30.9%
	評価性引当額の増減額	18.7%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
	住民税均等割	0.8%
	その他	△0.2%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.9%

6. 関連当事者との取引に関する注記

・子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社		別月	役員の兼任	貸付金の回収	198, 837	短期貸付金 関係会社 長期貸付金 未収収益	189, 057
	と Zappallas, Inc. プロ		資金の援助	利息受取(注1)	18, 209		868, 530 2, 850

- (注) 1. Zappallas, Inc. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に利率を決定しており、返済条件は期間11年7か月、分割返済としております。
 - 2. 子会社への貸付金に対し、210,474千円の貸倒引当金の計上をしております。また、当事業年度において6,786千円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

635円94銭

(2) 1株当たり当期純利益

10円75銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年6月19日

株式会社ザッパラス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 健太郎 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 宮 厚 彦 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿 島 高 弘 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ザッパラスの平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第18期事業年度 の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議 の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類 等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査い たしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意 思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け ました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職 務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月 28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応 じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。

平成29年6月20日

株式会社ザッパラス監査役会社外監査役(常勤) 佐々木宣 印社 外 監 査 役 井 上 昌 治 印監 査 役 谷 間 真 卵

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第18期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘 案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 配当財産の種類 金銭といたします。
- 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、63,662,500円となります。
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年7月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 社内外の垣根を極力無くし、多様なワークスタイルに対応するオフィスを実現することにより一層の業務効率化の推進を目指す目的で本社を移転することに伴い、現行定款に定める本店の所在地を東京都港区に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行(平成27年 5月1日施行)により、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が 創設されました。当社としましては、取締役会の監督機能の強化によるコー ポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社 に移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び 監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の 削除等の変更を行うため、現行定款の一部を変更するものであります。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更を加えるものであります。 なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を 生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下豚は多文印刀でかしより。)		
現 行 定 款	変		
第1章 総則	第1章 総則		
第1条(商号)	第1条 (商号)		
(条文省略)	(現行どおり)		
第2条(目的)	第2条(目的)		
(条文省略)	(現行どおり)		
第3条(本店の所在地)	第3条(本店の所在地)		
当会社は、本店を東京都 <u>渋谷</u> 区に置く。	当会社は、本店を東京都 <u>港</u> 区に置く。		
第4条 (機関) 当会社は、次の機関を置く。	第4条 (機関) 当会社は、 <u>株主総会及び取締役のほか、</u> 次の 機関を置く。		
(1) 取締役会	(1) 取締役会		
(2) 監査役	(2) 監査等委員会		
(3) <u>監査役会</u>	(削除)		
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人		

変 更 案

第5条 (公告の方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。<u>ただし、</u>電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式 第6条~第9条

(条文省略)

第10条 (株主名簿管理人)

(条文省略)

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取</u> 締役の決議によって定める。

(条文省略)

第11条(株式取扱規程)

当会社の株主権行使その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u>

第3章 株主総会 第12条~第18条

(条文省略)

第4章 取締役及び取締役会 第19条(員数)

当会社は、10名以内の取締役を置く。

(新設)

第20条 (選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

(条文省略)

(条文省略)

第5条 (公告の方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。<u>但</u> し、電子公告によることができない事故その他 やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新 聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条~第9条

(現行どおり)

第10条(株主名簿管理人)

(現行どおり)

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取</u> 締役会又は取締役会の決議によって委任を受 けた取締役が定める。

(現行どおり)

第11条(株式取扱規程)

当会社の株主権行使その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は</u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条~第18条

(現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

第19条 (員数)

当会社は、10名以内の取締役<u>(監査等委員で</u> ある取締役を除く。)を置く。

2 当会社は、5名以内の監査等委員である取締 役を置く。

第20条 (選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。<u>但</u> し、監査等委員である取締役と、それ以外の取 締役とを区別して選任する。

(現行どおり)

(現行どおり)

変 更 案

(新設)

第21条(任期)

取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会終結の時までとする。

(新設)

2 増員又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 (代表取締役及び役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役 社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務 取締役各若干名を選定することができる。

第23条(取締役会の招集権者及び議長) (条文省略)

第24条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに 各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。但 し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮 することが<u>出来る</u>。

2 取締役<u>及び監査役の</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第21条(任期)

取締役(監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終結 の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 (代表取締役及び役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議により<u>取締役</u> (監査等委員である取締役を除く。)の中から 選定する。

2 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>取締役会長、 取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、 常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条(取締役会の招集権者及び議長) (現行どおり)

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに 各取締役に対して発する。但し、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮することが<u>でき</u> <u>る</u>。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第25条(取締役会の決議方法)

(条文省略)

第26条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を</u>述べたときはこの限りでない。

(新設)

第27条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。

第28条(取締役会規程)

(条文省略)

第29条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益(以下 「報酬等」という。)は、株主総会の決議によ り定める。

第30条(取締役の責任免除)

(条文省略)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、</u>当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

変 更 案

第25条(取締役会の決議方法)

(現行どおり)

第26条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

第27条 (重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第28条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名を行う。

第29条(取締役会規程)

(現行どおり)

第30条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益(以下 「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取</u> 締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総 会の決議により定める。

第31条(取締役の責任免除)

(現行どおり)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

変 更 案

第31条(執行役員)

当会社は、取締役のほか、取締役会の決議により、執行役員をおくことができる。

2 執行役員に関する事項は、取締役会の定める執行役員規程による。

第5章 監査役 第32条 (員数)

当会社の監査役は3名以上とする。

第33条(選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使すること のできる株主の3分の1以上を有する株主が出 席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- 3 当会社は会社法第 329 条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力 を有する期間は、選任後4年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会開始の時までとする。

<u>第34条(任期)</u>

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として 選任された監査役の任期は、退任した監査役の 任期の満了する時までとする。ただし前条第3 項により選任された補欠監査役が監査役に就 任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時を超えるこ とができないものとする。

第32条(執行役員)

当会社は、取締役のほか、取締役会の決議<u>又</u> は取締役会の決議によって委任を受けた取締 役の決定により、執行役員をおくことができ る。

2 執行役員に関する事項は、取締役会<u>又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>の定める執行役員規程による。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

現行定款		変	更	 案	
第35条 (常勤の監査役) 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定 する。	(削除)				
第36条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに 各監査役に対して発する。但し、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮することができ る。 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ないで監査役会を開くことができ る。	(削除)				
第37条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある 場合を除き、監査役会の過半数で行う。	(削除)				
第38条 (監査役会の議事録) 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した 監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。	(削除)				
第39条(監査役会規程) 監査役会に関する事項は、法令又は本定款の ほか、監査役会において定める監査役会規程に よる。	(削除)				
第40条 (報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定 める。	(削除)				
第41条(監査役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。	(削除)				

現行定款	変 更 案
(新設)	第5章 監査等委員会 第33条(監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
(新設)	第34条(監査等委員会規程) 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定 款のほか、監査等委員会において定める監査等 委員会規程による。
第6章 会計監査人 第 <u>42</u> 条(選任及び任期) (条文省略)	第6章 会計監査人 第 <u>35</u> 条(選任及び任期) (現行どおり)
第 <u>43</u> 条(報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役</u> 会の同意を得て定める。	第 <u>36</u> 条(報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等</u> <u>委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計算 第 <u>44</u> 条~第 <u>47</u> 条 (条文省略)	第7章 計算 第 <u>37</u> 条〜第 <u>40</u> 条 (現行どおり)
(新設)	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第18回定時株主総会において決議された定 款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠った ことによる監査役(監査役であった者を含 む。)の損害賠償責任を、法令の限度において 取締役会の決議によって免除することができ る。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査 等委員会設置会社に移行し、これに伴い取締役全員(4名)は、本総会終結の時を もって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

	→ 収析仪(<u>監直守安貞(める</u> 収析仪を除く。) 医制行は込むこれり(めりより。						
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数				
1	かわいしまいままいり 川 嶋 真 理 (昭和44年9月28日生)	平成元年9月 株式会社ダイヤル・キュー・ネットワーク 設立 代表取締役 平成6年1月 ファミリービズ株式会社設立 代表取締役 平成7年11月 インターキュー株式会社(現GMOインターネット株式会社) 取締役 平成12年3月 サイバービズ株式会社(現当社)設立 代表取締役会長 平成19年7月 当社 取締役相談役 平成19年9月 当社 特別顧問 平成22年4月 当社 執行役員 平成22年7月 当社 取締役副社長 平成23年8月 当社 代表取締役会長兼社長(現任) 平成24年2月 株式会社ビーバイイー 取締役	2, 912, 000株				
2	が、 くす ひろ ひこ 小 楠 裕 彦 (昭和49年11月13日生)	平成10年4月 株式会社光通信入社 平成14年3月 株式会社スピードグループ入社 平成15年3月 株式会社イーピクチャーズ入社 平成18年8月 メッドサポートシステムズ株式会社入社 平成19年3月 当社入社 平成20年5月 当社 執行役員マーケティング事業部長 平成20年8月 当社 執行役員コンテンツ第一事業部長 平成23年7月 当社 取締役(現任) 平成26年5月 当社 執行役員 デジタルコンテンツ・占い 関連サービス・メディア担当(現任) 平成26年12月 Zappallas, Inc. Director兼CEO(現任)	一株				
3	示 株 真 人 (昭和41年7月31日生)	平成元年9月 林公認会計士事務所入所 平成10年1月 国際キャピタル株式会社入社 平成12年2月 フューチャーシステムコンサルティング株 式会社(現フューチャーアーキテクト株式 会社)入社 平成13年1月 株式会社コネクトテクノロジーズ入社 平成14年11月 同社 取締役 平成20年5月 UTホールディングス株式会社入社 執行役員 平成20年7月 日本エイム株式会社 取締役 平成21年11月 当社入社 執行役員経営企画本部長 平成23年9月 株式会社Synphonie (現株式会社enish)入社 平成24年5月 当社入社 管理グループGM 平成24年7月 株式会社ビーバイイー 取締役 平成24年7月 当社 取締役 (現任) 平成24年12月 Zappallas, Inc. Director兼CFO (現任) 平成26年5月 当社 執行役員 管理担当 (現任)	2, 000株				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
4	み きゃ しん いち 美 澤 臣 一 (昭和35年6月22日生)	昭和59年4月 西武建設株式会社入社 平成元年4月 大和証券株式会社入社 平成9年7月 ディー・・でレイン証券株式会社設立 代表取締役社長 平成11年7月 トランス・コスモス株式会社入社 平成12年6月 同社 取締役 平成13年4月 同社 常務取締役 平成14年10月 同社 専務取締役 平成18年5月 コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役(現任) 平成20年9月 株式会社マクロミル 社外取締役 平成22年6月 株式会社ナノ・メディア 社外監査役 平成23年7月 当社 社外取締役(現任) 平成24年2月 株式会社デーバイイー 社外監査役 平成25年6月 ミナトエレクトロニクス株式会社(現ミナトホールディングス株式会社) 社外監査役(現任) 平成26年3月 ジグソー株式会社(現JIGーSAW株式会社) 監査役 平成28年3月 同社 社外取締役(現任)	一株

- (注)1. 各候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。
 - 2. 美澤臣一氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
 - 3. 美澤臣一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の長年のビジネス経験及び会社経営経験を生かし、独立した視点から当社の経営に有用な意見をいただくためです。
 - 4. 美澤臣一氏が当社の社外取締役に就任以来、在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 - 5. 当社は、美澤臣一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度 額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が原案どおり 承認された場合には、同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査 等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	を な ま とおる 佐 々 木 宣 (昭和28年12月29日生)	昭和51年4月 日本勧業角丸証券株式会社(現みずほ証券 株式会社)入社 平成24年3月 ウエルネット株式会社入社 平成24年9月 株式会社ナノ・メディア 代表取締役社長 平成25年1月 同社 取締役 平成25年6月 大和ライフネクスト株式会社入社 平成27年7月 当社 常勤社外監査役(現任)	一株
2	いの うえ しょう 光 井 上 昌 治 (昭和36年7月29日生)	昭和59年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成12年4月 田中綜合法律事務所入所 平成13年12月 松嶋総合法律事務所入所 平成13年12月 株式会社総合医科学研究所(現株式会社総 医研ホールディングス) 社外監査役 平成16年6月 株式会社ロングリーチグループ 社外取締役(現任) 平成20年4月 KLab株式会社 社外監査役 平成21年9月 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル入所(現任) 平成22年10月 三洋電機ロジスティクス株式会社(現三井倉庫ロジスティクス株式会社)社外取締役平成24年11月 株式会社レピカ(現アララ株式会社)社外取締役で現任) 平成25年11月 ビアメカニクス株式会社 社外取締役(現任) 平成26年1月 株式会社ソルプラス 社外取締役(現任) 平成27年4月 株式会社ソルプラス 社外取締役(現任) 平成27年4月 株式会社SKIYAKI 社外監査役 平成28年3月 KLab株式会社 社外取締役(現任) 平成28年6月 ファーストキッチン株式会社 社外取締役(現任) 平成28年10月 NOC日本アウトソーシング株式会社 社外取締役(現任)	一株

候補者 番号	氏 (生 年 月	名 日)	略歴、	地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	*E		平 成 11年 5 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	株式会社プロ・クエスト 代表取締役 株式会社関門海 取締役 当社入社 取締役 当社入社 取締役 イーディントライブ株式会社 (現株式 会社フード・プラネット) 取締役 株式会社関門海 代表取締役 株式会社T-REVIVEコンサルティング 代表 取締役 (現任) 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザは会社セントリス・2000 株式会社をフリス・1000 株式会社をフリートでディングシートでディング 株式会社をフリス・アジアンマーケ 株式会社をフリス・アジアンマーケ 株式会社をフリス・アジアンマーケ 株式会社でクリート表取締役 株式会社でクリート表取締役 株式会社でクリート表面 大変をは、現任) 株式会社で、現任) 株式会社を対象に、現任) 株式会社を対象に、現任) 株式会社を対象に、現代) 株式会社とファリスを対象に、現代) 株式会社を対象に、現代) 株式会社といるとは、現代) 株式会社といるとは、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といるといる。 は、現代) 株式会社といる。 は、現代) 株式会社といる。 は、現代) 株式会社といる。 は、現代) 株式会社といる。 は、現代) 株式会社といる。 は、現代) 株式会社といる。 は、現代) は、な、またいる。 は、な、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	一株
			半成29年3月	株式会社FREEMIND 取締役(現任)	

- (注)1. 各候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。
 - 2. 佐々木宣氏、井上昌治氏及び谷間真氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は佐々木宣氏、井上昌治氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、谷間真氏についても、同取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は3氏を独立役員とする予定です。
 - 3. 佐々木宣氏を社外取締役候補者とした理由は、代表取締役としての経営経験を通じて培われた企業経営に関する知識と経験及び財務に関する高い見識を、コーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制に活かしていただくためです。
 - 4. 井上昌治氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた法律知識と豊富な経験を、コーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制に活かしていただくためです。
 - 5. 谷間真氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として培われた財務及び会計に関する知見を、コーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制に活かしていただくためです。

- 6. 佐々木宣氏、井上昌治氏は現在当社の社外監査役でありますが、当社の社外監査役に就任以来、それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって佐々木宣氏が2年、井上昌治氏が12年となります。
- 7. 当社は、佐々木宣氏、井上昌治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、両氏及び谷間真氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査 等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案による補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
で とう かず ひさ 後 藤 員 久 (昭和39年12月24日生)	平成元年11月 中央新光監査法人国際部 入所 平成2年8月 英和監査法人(現有限責任あずさ監査法 人)入所 平成12年7月 後藤員久税理士事務所開設(現任) 平成12年7月 清友監査法人東京事務所入所 平成14年2月 同法人 社員 平成18年2月 同法人 代表社員(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。
 - 2. 後藤員久氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 3. 後藤員久氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として培われた会計知識を、監査等委員として当社の監査体制に活かしていただくためです。
 - 4.後藤員久氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額 といたします。 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監 査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成16年7月30日開催の第5回定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を定めることとし、その報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は4名(うち社外取締役1名)であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、4名(うち社外取締役1名)となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監 査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締 役の報酬額を年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原 案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場:東京都港区赤坂九丁目7番1号 東京ミッドタウン カンファレンス Room7 (ミッドタウン・タワー 4F)



最寄駅 六本木駅

都営大江戸線 :8番出口より直結

東京メトロ日比谷線: 4 a 出口側から地下通路を経由し、

8番出口より直結

乃木坂駅

東京メトロ千代田線:3番出口より徒歩約3分

六本木一丁目駅

東京メトロ南北線 : 1番出口より徒歩約10分

◎お車でのご来場は、当日、道路渋滞の可能性がありますので、なるべくご遠慮 願います。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。 何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。